

2024年12月1日

家庭医療専門医の認定に関する細則の改定について

専門医制度運営会議

専門医認定審査の申請の際に提出する研究実績について、これまで5年以内のものに限っていたのを、家庭医療専門研修開始日以降の実績であれば、5年を過ぎたものでも認めるようにする改定です。

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則

現行	改定
<p>(認定審査申請書類)</p> <p>第4条 専門医の認定審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医制度認定委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 過去5年以内（臨床研修期間を除く）の研究実績を証明する論文、書籍または学会発表抄録等（演題のみは不可）の写しで、以下の①、②または③のいずれか1つ。</p> <p>① 論文：(略)</p> <p>② 著書：(略)</p> <p>③ 学会発表：(略)</p>	<p>(4) 研究実績を証明する論文、書籍または学会発表抄録等（演題のみは不可）の写しで、以下の①、②または③のいずれか1つ。ただし、これらは家庭医療専門研修開始日以降のもの、または過去5年以内（臨床研修期間を除く）のものとする。</p> <p>① 論文：(略)</p> <p>② 著書：(略)</p> <p>③ 学会発表：(略)</p>